

この条例における市民及び市民等について

	説明	使用されている条文
市民	<p>「市民」とは、協働のまちづくりの主体の最小単位となるものであり、本市の協働のまちづくりに関わりを持つ市内外の個人一人ひとりのことをさしています。</p> <p>個々が所属する地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業所といった組織とは関係なく、一個人として本市の協働のまちづくりに関わりを持つ場合に「市民」という用語を使用しています。</p> <p>※市民：市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。</p>	<p>第4条 市民の役割（全項）</p> <p>第14条 地域コミュニティ組織への参加</p> <p>第15条 地域コミュニティ組織活動への支援（第1項）</p>
市民等	<p>「市民等」とは、個人としての市民に加え、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業者といった協働のまちづくりの様々な主体のことをさしています。</p> <p>個人としての市民の立場からだけではなく、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業所といった個人が所属する組織としての特性をもって本市の協働のまちづくりに関わりを持つ場合に、「市民等」という用語を使用しています。</p> <p>※市民等：市民及び市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。</p>	<p>第3条 基本原則（全項）</p> <p>第5条 行財政運営（第3項、第4項）</p> <p>第6条 職員意識と能力の向上（第1項）</p> <p>第7条 情報の共有（全項）</p> <p>第8条 市の説明責任（全項）</p> <p>第9条 市民参加の機会の確保</p> <p>第10条 市民参加の対象</p> <p>第11条 市民参加の方法</p> <p>第13条 地域コミュニティ組織の役割（第3項）</p> <p>第18条 市民活動団体の役割（第2項）</p> <p>第20条 条例の位置づけ</p>